

Ⅱ. 空室活用

市町や福祉部局などと連携し、多様な世代を対象とした生活支援サービスや居住・自立支援住宅の充実など、地域の様々な課題の解決や多様な住宅ニーズに対応するため、空室活用を推進しています。

(1) 住宅以外の用途

1. 子育て支援

① 府営島本江川住宅（小規模保育事業）

○「小規模保育事業」として府営住宅の空室を活用した初めての事例

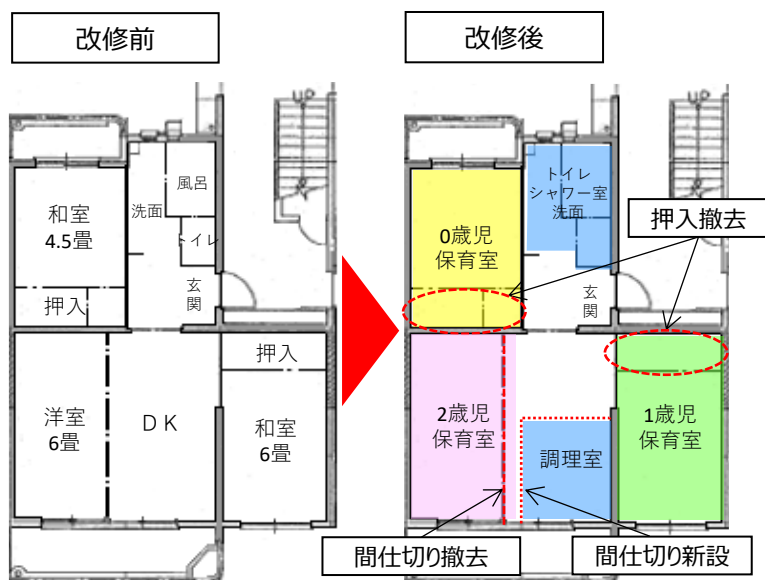
住戸概要

- ・所在地：三島郡島本町江川1丁目
- ・使用者：株式会社 パワフルケア
(島本町の公募により選定された事業者)
- ・使用期間：平成28年9月～
- ・使用住戸：2戸（3DK・60.08㎡）
※令和7年度から1戸増設

事業概要

- ・名称：R I Cホープ島本保育園
- ・時間：月曜～土曜 7時～19時（祝祭日を除く）
(18時～19時は延長保育)
- ・定員：12名

改修内容



② 府営豊中上新田住宅（一時預かり事業・地域子育て支援拠点）

住戸概要

- ・所在地：豊中市上新田4丁目
- ・使用者：社会福祉法人 あけぼの事業福祉会
（豊中市の公募により選定された事業者）
- ・使用期間：平成26年2月～
- ・使用住戸：1戸（3DK・70.73㎡）
※住戸内の廊下の幅を広げるなどの住戸改善がなされている

事業概要

（一時預かり事業）

- ・名称：認定こども園 あけぼのドロップス
- ・時間：月曜～金曜9時～16時（祝祭日を除く）
- ・定員：1日10名程度

- ・豊中市在住の満1歳から就学前までの幼児
- ・1人あたり最大で週3日まで利用可

（地域子育て支援拠点）

- ・名称：ドロップス子育てカフェ
- ・対象：0～3歳児
- ・時間：毎月第1火曜 9：30～11：00
- ・参加無料



保育風景



室内



室内

③ 府営寝屋川春日住宅（地域子育て支援拠点）

住戸概要

- ・所在地：寝屋川市葛原新町
- ・使用者：寝屋川市
（受託：NPO法人 関西こども文化協会）
- ・使用期間：平成25年9月～
- ・使用住戸：1戸（3DK・68.45㎡）
※和室1室の押し入れふすまを取り払い、利用者の荷物置き場にしたり、台所周りを間仕切り、事務スペースとするなどの工夫を行っている

事業概要

- ・名称：つどいの広場「はる」
- ・時間：火曜～土曜 10時～15時
- ・対象：概ね3歳未満の子どもとその保護者
- ・月に数回イベント、講座等を開催
- ・子育て家庭の交流の場の提供や、子育て等に関する相談・援助、地域の子育て情報の提供を実施



活動風景

2. 子ども・若者支援

① 府営茨木安威住宅（ユースプラザ事業）

- 茨木市では、生きづらさを抱える子ども・若者の支援施設として、市内を東西南北中央の5ブロックに分けてユースプラザを開設しており、そのうち北ブロックで府営住宅の空室を活用

住戸概要

- ・所在地：茨木市南安威2丁目
- ・使用者：茨木市（受託：一般社団法人ヒューマンワークアソシエーション）
- ・使用期間：平成30年6月～
- ・使用住戸：2戸（3LDK・65.47㎡）
※令和4年度から1戸増設

事業概要

- ・名称：ユースプラザNORTH「プラザ・あい」
- ・対象：おおむね中学生～39歳の子ども・若者と、その保護者
- ・時間：週5回（月曜・火曜・木曜・金曜・土曜）9時～21時
- ・ひきこもりや不登校などの生きづらさを抱える子ども・若者が、安全・安心に過ごせる居場所を提供
- ・市や学校、地域等の関係機関との連携体制を構築し、子ども・若者が抱える生きづらさの解消をめざす



② 府営高槻柱本住宅（子どもの居場所）

住戸概要

- ・所在地：高槻市柱本新町
- ・使用者：NPO法人 ファミカ
- ・使用期間：令和4年6月～令和8年3月
- ・使用住戸：1戸（3LDK・64.32㎡）
※子どもたちがより快適に過ごすため、バリアフリー化済み

事業概要

- ・「だれもひとりぼっちにさせない」を目的として開放しており、子どもたちが集まり、勉強や世代間交流を行う
- ・名称：キニナル
- ・対象：府営高槻柱本住宅、柱本校区に住む子どもたち
- ・時間：金曜 18時～20時
※20時～ 家に帰ってもひとりの場合は、親が帰ってくるまで見守りを継続
- ・利用料は完全無料で、当該事業に賛同するサポーター会員等からの寄付金により運営



③ 府営熊取朝代住宅（子ども食堂）

住戸概要

- ・所在地：泉南郡熊取町長池
- ・使用者：子ども食堂を支援する会
- ・使用期間：令和3年6月～12月
- ・使用住戸：1戸（3DK・61.51㎡）

事業概要

- ・名称：こどもレストラン
- （活動内容）
- ・子どもと地域の色々な価値観をもつ大人が出会える場を設けることにより、子どもが人に相談したり、自分で乗り越えようとする力を育む
- ・栄養士による献立、調理師とも連携
- ・利用者負担：こども1食100円・大人1食300円
- ・子どもたちの自主性を養うため、配膳や片づけは子どもたちが行う



3. 障がい者支援

① 府営八田荘住宅（就労継続支援事業）

住戸概要

- ・所在地：堺市中区宮園町
- ・使用者：株式会社inC
- ・使用期間：令和7年7月～
- ・使用住戸：2戸（2K・46.70㎡）

事業概要

- ・地域住民の方とともにまちをつくる障害福祉サービス（就労継続支援B型）を実施
- ・名称：MY インク
- ・対象：障がいや病気をもつ方、地域住民
- ・時間：月曜～土曜 9時～17時
- ・実施内容：
 - 自治会サポート
（地域の草刈り・ゴミステーション清掃・会館清掃・回覧板配布・環境整備）
 - 地域の居場所づくり
（集会所でのコミュニティカフェの実施）
 - 障がい者や住民の楽しみや仕事の創出
（雑貨づくり・軽作業）



近隣農家応援作業(野菜袋詰め)



自治会サポート事業（草刈り）

② 障がい者向けグループホーム

住戸概要（令和8年3月31日時点）

- ・所在地：府内119団地
- ・使用者：社会福祉法人等
- ・使用期間：平成10年度～
- ・使用住戸：507戸

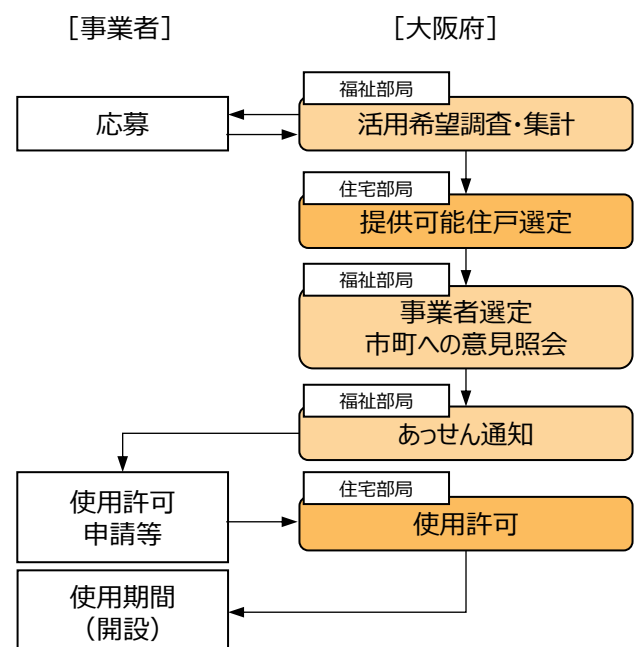
事業概要

- ・公営住宅のグループホームへの活用については、国から柔軟な取扱いが認められている
- ・大阪府では、平成10年より府営住宅の活用を開始
- ・使用料については、公営住宅の家賃と同等

<活用までの流れ>

- ・福祉部局が、事業者への活用希望調査を実施
- ・住宅部局が、活用可能な住戸を選定
- ・福祉部局が、事業者選定及び住戸の所在する市町に意見照会を実施
- ・事業者は開設にあたり、活用する住戸の所在する市町にに応じて、府知事又は市長・町長から障がい福祉サービス事業者の指定を受けることが必要

活用フロー



4. 高齢者支援

① 府営御池台2丁住宅（高齢者等の交流活動拠点）

住戸概要

- ・所在地：堺市南区御池台2丁
- ・使用者：NPO法人 ピュア・ハート御池
- ・使用期間：令和元年12月～令和6年3月
- ・使用住戸：1戸（3DK・56.81㎡）

事業概要

- ・地域の人々が集まり交流できる拠点である、ふれあいサロンを実施
- ・地域の人々が育てた野菜などを販売
- ・身近な困り事を代行して解決する相談窓口を開設

活動風景



② 府営松原立部住宅（福祉相談所）

住戸概要

- ・所在地：松原市立部5丁目
- ・使用者：社会福祉法人 松原市社会福祉協議会
- ・使用期間：平成24年4月～
- ・使用住戸：1戸（3DK・45.58㎡）

事業概要

- ・名称：にこにこ福祉相談所たつべ
- ・福祉コミュニティの構築を図る居場所づくり、住民の主体的な福祉活動拠点として活用。

（活動内容）

- ・福祉総合相談（相談があれば随時）
- ・月に1回開催される地域包括支援センターやコミュニティソーシャルワーカー等の専門職が参加する「小地域ネットワーク会議」、学習会、支援が必要な高齢者及び介護者を対象にした「にこにこカフェ」等の活動拠点
- ・脳トレ教室（脳トレプリント配布事業）

脳トレ教室



小地域ネットワーク会議



③ 府営交野梅ヶ枝住宅（成年後見サポートセンター）

住戸概要

- ・所在地：交野市梅が枝
- ・使用者：NPO法人シビルブレイン
（交野市が設置した成年後見制度の利用促進等に関する協議会の一員で、交野市と連携関係を築いている団体）
- ・使用期間：令和4年6月～
- ・使用住戸：1戸（3DK・65.04㎡）

事業概要

- ・名称：成年後見サポートセンターかたの
- ・時間：火曜 10時～12時

（活動内容）

- ・地域住民が気軽に集うことができ、成年後見制度等の権利擁護について相談できる窓口を設置

室内



相談イメージ



支払やお金のやりとりができなくなってきた...



将来に備えて、生活のサポートや財産管理をしてくれる人を決めておきたい...